第１章　総則

第１章　総則

１　目的

この基準は、東京都下水道局が施行する請負工事において、工事の適正かつ円滑な施行を図ることを目的として、受注者等が提出する書類の様式、記載例及び作成要領を定めたものである。

２　適用範囲

この基準は、東京都下水道局が施行する土木、建築及び設備の請負工事に適用する。但し、工事主管課長が、この基準によりがたいと認めたものについては、別の方法により処理することができる。

３　基準の準用

この基準は、製造、製作、運搬、試験、測量、その他これに類する作業にも準用する。

４　提出書類

受注者等が提出する書類は、「提出書類一覧表」のとおりとする。

５　提出書類の作成要領

書類の作成にあたっては、「土木工事標準仕様書」「建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）」「設備工事標準仕様書」並びに本基準の様式及び記載例による。

６　提出書類のあて先

提出書類のあて先は、記載例による。但し、契約者が事務所長の場合は、記載例の「東京都公営企業管理者　下水道局長　○○○○殿」を「東京都下水道局△△事務所長　○○○○殿」とする。

７　提出期限

提出期限を定めていない書類は、事柄の発生した日から５日以内に提出する。

提出期限までの日数には「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」「12月29日から翌年の1月3日までの日」「日曜日及び土曜日」（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項）を含むものとする。

なお、提出期限が上記休日に当たるときは、その休日の翌日を提出期限とする。

８　個人情報の取扱い

この基準に記載された書類に含まれる個人情報については、「東京都個人情報の保護に関する条例」等を遵守し、請負契約の適正な履行の確保及び工事現場の管理のみに使用するとともに、適切かつ安全に管理及び保護を行うものとする。

９　適用期日

この基準は、平成２８年４月１日から適用する。